

規 約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は、群馬県相談支援専門員協会という。

(事務局)

第2条 本団体は、事務局を「障害者生活支援センター」(群馬県前橋市日吉町2-17-10前橋市総合福祉会館内)に置く。

(目 的)

第3条 本団体は、県内相談支援従事者のネットワークを作り、それぞれの地域の情報交換や、相談支援技術について学び合う事を目的とする。

(事 業)

第4条 本団体は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ネットワーク構築
- (2) 研修
- (3) 広報
- (4) その他第3条の目的を達成する事業

第二章 会 員

(会 員)

第5条 本団体は以下の規定により、正会員及び賛助会員を置く。

(1) 正会員：指定・委託相談支援事業所若しくは基幹相談支援センターにおいて相談支援専門員として従事している者

但し、年度途中に人事異動等により相談支援専門員の職を離れた場合には、当該年度の終了までは正会員と見做す。

(2) 賛助会員：本団体の事業を賛助し、相談業務に従事した者、若しくは現に従事している者

(入 会)

第6条 入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書に1年分の会費を添えて本団体に提出しなければならない。また、届出事項に変更を生じた場合は、遅滞なく本団体に届け出なければならない。

(退 会)

第7条 退会しようとする者は、所定の様式による退会届に記入し、本団体に届け出なければならない。

(会員名簿)

第8条 本団体は、会員名簿を作成し、会員の異動及び届出事項に変更がある毎に訂正しな

なければならない。

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納めなければならない。なお、会費の払い戻しは行わないこととする。

二、但し、自然災害等により事業の一部又は全部が4ヶ月以上の期間にわたり継続して執行することが困難なことを予想される場合は、会費の一部又は全部の徴収を取り止めることができる。

第三章 役員

(役員)

第10条 本団体に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名以上

(3) 事務局長 1名

事務局

会計 1名以上

広報交流 1名以上

研修 1名以上

庶務 1名以上

(4) 監事 2名

(5) 相談役 必要に応じて相談役を置くことができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会において行う。

第四章 総会

(種類)

第13条 本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

二、臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 役員が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

二、会長は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を少なくとも10日前までに通知するとともに、審議事項を記載した資料を送付もしくは電磁的方法で公開しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。但し委任状をもって出席と見なす事が出来る。

(議決)

第20条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

二、総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第21条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

二、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある時は、その数を付記する事)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第五章 役員会

(構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(権能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第六章 会計

(会計)

第27条 本団体の経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(予算及び決算)

第28条 本団体の予算及び決算は、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第29条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章

(設立年月日)

第30条 本会の設立年月日は平成20年4月1日とする。

附則

1. この規約は、平成20年度に制定
2. 平成26年度、一部改訂
3. 平成27年度、一部改訂
4. 令和元年度、一部改訂
5. 令和2年度、一部改訂
6. 令和3年度、一部改訂
7. 令和5年度、一部改訂